

教育実習(令和3年度実習)について

千葉県立薬園台高等学校 教務部

大学卒業時に教員免許状を取得する場合には、教育実習(中学校は3週間、高等学校は2週間)が必須条件となります。本校で教育実習を希望する場合には、以下の手続きが必要となりますので、あらかじめよく読んでおき、申し込みの際に間違いのないよう理解を深めておいてください。

1. 実施時期

- (1) 教育実習の時期は、**令和3年5月下旬(定期考査後)より6月中旬までの期間**(2週間および3週間)とします。
- (2) 教育実習期間は、当該年度の学校行事予定確定時に決定します。学校行事の確定は、例年4月中旬ですが、事前に確認したい場合は、教務部(教育実習担当)までお問い合わせください。

2. 受け入れ対象者

- (1) 本校で教育実習を許可される者は、**本校卒業生**で、教職に就くことを希望し教育実習生として適格であると認められた大学4年次以降の者としてします。
- (2) 大学3年次までの修得単位数(特に教職関連科目)の不足が考えられる者には、受け入れを認めません。

3. 受け入れ人数

- (1) 教育実習生の受け入れ人数は、**[別表]に示すとおり**です。
- (2) 各教科・科目は、実習指導の負担、生徒への学習への影響などを考慮して教科・科目内の実習生受け入れ限度人数を決定します。

4. 申込み方法

教育実習の申込み方法は、次のとおりです。

- (1) 教育実習を希望する者は、次の手続きによって申し込んでください。
 - ① 教務部の教育実習担当者に、必ず**電話をかけて希望を申し出てから**来校します。
 - ② 来校時に配付する教育実習願の所定の事項を記入して提出します。
(**筆記用具と印鑑を持参**してください)
 - ③ 教育実習願を提出後に、教務主任と教育実習担当の面接を受けてください。
- (2) 申込み受付期間は、**令和2年8月25日(火)から9月18日(金)まで**とします。原則として、先着順に定員まで受け入れを決定します。
- (3) 申込みの為に来校する場合には、**必ず事前に**教務部の教育実習担当者に電話連絡をし、**日程を調整してから来校してください**。直接来校した場合には、受付の手続きは一切できません。

5. 実習内容

教育実習では、担当教科の教科指導の実習を中心に、HR指導、特別活動や校務全般についての実習を行います。

6. 事前指導

教育実習を許可された者は、実習開始前の指定された日に、**2日間の事前研修**を実施します。(担当教科の打合せおよび実習全般の注意事項などについて)

[別 表]

教科内の実習生受け入れ限度予定人数

国 語	2 名	芸 術	音楽・美術・書道 各1名
地歴・公民	地歴 2名・公民 2名	家 庭	1 名
数 学	2 名	英 語	2 名
理 科	物理・化学・生物・地学 各1名	情 報	1 名
保健体育	2 名	園 芸	1 名
養 護	1 名		

※ 今後、教員免許法等が改正される場合もあります。詳細については、各大学の教職課程担当窓口で確認してください。

千葉県立薬園台高等学校 教務部
047-464-0011